

湯河原町空き家解体事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示
新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p data-bbox="248 342 379 421">附 則 (施行期日)</p> <p data-bbox="156 439 703 757">1 (略) (この告示の失効)</p> <p data-bbox="156 533 703 757">2 この告示は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の申請が行われたものについては、この告示の失効後もなおその効力を有する。</p>	<p data-bbox="778 342 909 421">附 則 (施行期日)</p> <p data-bbox="729 439 1276 757">1 (略) (この告示の失効)</p> <p data-bbox="729 533 1276 757">2 この告示は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の申請が行われたものについては、この告示の失効後もなおその効力を有する。</p> <p data-bbox="729 775 1276 898">附 則 この告示は、令和6年4月1日から施行する。</p>	